

□ セーフティネット保証とは

セーフティネット保証は、中小企業信用保険法第2条第5項の規定に基づき、経済産業大臣が指定する事由に該当していることを区市町村長が認定した場合に適用される保証です。セーフティネット保証が適用され、信用保証協会の保証を利用する場合、一般保証と別枠で①無担保8,000万円（無担保無保証人1,250万円を含む。）、②有担保2億円の経営安定関連保証が受けられます。

セーフティネット保証の認定を受けるには、次の認定要件に該当することについて、法人又は個人事業者の所在地の区市町村長の認定を受けることが必要です。

詳細は[中小企業庁ホームページ](http://www.chusho.meti.go.jp/)にてご確認ください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/>

認定要件

イ	売上高等の減少	指定業種（※）に属する事業を行っていること。
		最近3ヵ月間の売上高または販売数量が前年同期の平均売上高等に比べて5%以上減少していること。
ロ	原油価格高騰の影響	指定業種（※）に属する事業を行っていること。
		原油又は石油製品（以下「原油」という。）の最近1ヵ月間における平均仕入単価が、前年同期の平均仕入単価に比べて20%以上上昇していること。
		申込時点における最新の売上原価に対する、原油等の仕入れ価格の割合が20%以上であること。
		原油等の価格の上昇にもかかわらず、製品価格に転嫁できないため、最近3ヵ月間の売上高に占める原価等の仕入価格の割合が、前年同期の売上高に占める原油等の仕入価格の割合を上回っていること。
ハ	円高の影響	指定業種（※）に属する事業を行っていること。
		円高の影響により、原則として最近1ヵ月間の売上高等が前年同月に比べて10%以上減少しており、かつ、その後2ヵ月間を含む3ヵ月間の売上高等が前年同期に比べて10%以上減少することが見込まれること。

※中小企業信用保険法第2条第5項第5号より、経済産業大臣が指定するもの。

事業者要件

1	1つの指定業種に属する事業のみを行っている、又は、兼業者であって、行っている事業が全て指定業種である。
2	兼業者であって、主たる事業が属する業種が指定業種に該当すること。
3	兼業者であって、1以上の指定業種（主たる業種かどうかを問わない）に属する事業を行っていること。

様式

上記の認定要件のイ、ロ、ハ、と、事業者要件の1、2、3、の、それぞれの要件に該当する様式を下記の表より選んでお使いください。

		事業者要件		
		1	2	3
認定要件	イ 売上高等の減少	認定申請書イ-1	認定申請書イ-2	認定申請書イ-3
	ロ 原油価格高騰の影響	認定申請書ロ-1	認定申請書ロ-2	認定申請書ロ-3
	ハ 円高の影響	認定申請書ハ-1	認定申請書ハ-2	認定申請書ハ-3